

計画作成年度	令和4年度
計画主体	綾部市

綾部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林商工部林政課林業振興担当
所在地 京都府綾部市若竹町8番地の1
電話番号 0773-42-4362
FAX番号 0773-42-4406
メールアドレス rinse@city.ayabe.lg.jp

○目的

綾部市鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条（以下「特措法」という。）に基づき、有害鳥獣による農作物被害や生活環境被害に対応するため、鳥獣被害防止の取り組みを総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展に寄与することを目的として策定するものである。

○内容

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	綾部市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害額	被害面積
イノシシ	水稲	739.5万円	739.0a
	豆類（黒大豆、小豆）	62.1万円	89.0a
	果樹（栗）	2.4万円	10.0a
	野菜（タケノコ）	16.9万円	3.0a
	いも類（サツマイモ）	27.1万円	7.0a
	計	848.0万円	848.0a
ニホンジカ	水稲	1,002.8万円	1,001.8a
	麦類（小麦）	1.9万円	80.0a
	豆類（黒大豆、小豆）	439.0万円	643.0a
	果樹（栗）	11.3万円	47.0a
	野菜（枝豆、ブロッコリー）	47.3万円	11.5a
	計	1,502.3万円	1,783.3a
ニホンザル	水稲	11.1万円	11.0a
	豆類（黒大豆）	32.6万円	49.0a
	果樹（栗）	2.9万円	12.0a
	計	46.6万円	72.0a
ツキノワグマ	果樹（栗）	2.6万円	11.0a
	計	2.6万円	11.0a
アライグマ	野菜（スイートコーン）	0.9万円	2.0a
	計	0.9万円	2.0a

※ 被害額及び被害数値は、京都府の算定基準に基づき積算。

期間は令和4年1月～12月

(2) 被害の傾向

[イノシシ]

3月から6月にかけてタケノコの食害、5月から11月にかけてミミズの捕食による畔の崩壊、田の踏み荒らし、掘り起こし、食害による水稲被害が多く発生している。7月から11月にかけて豆類への食害が発生している。9月から10月にかけて、果樹への食害、5月から9月にかけて掘り起こしによるいも類への食害、3月から12月にかけて野菜への食害が多く発生している。食害だけでなく、田や畔の掘り返しといった被害により、農家の生産意欲の衰退を招いている。

被害の発生場所は、全市域へ拡大している。

[ニホンジカ]

5月から、新芽の食害や踏み荒らしによる水稲被害が発生している。7月から11月にかけて豆類、果樹への食害が発生しており、年間を通して、野菜への食害が発生し、被害額、被害面積ともに令和元年度と比較して3倍近くになっている。豆類、水稲等の作付け後や収穫期に食害が多く発生することや、年間を通して樹木への皮はぎ被害が発生することにより、農家や林家の生産意欲の衰退を招いている。

被害の発生場所は、中心市街地を除いた全市域へ拡大している。

[ニホンザル]

奥上林、中上林、口上林、山家、東八田、西八田地区で出没し、水稲、豆類、果樹への食害が発生している。集落内での出没を繰り返し、家庭菜園への被害や「離れザル」による市街地での生活環境被害も発生している。綾部市では、179頭～209頭が生息しているものと推定されている。

[ツキノワグマ]

令和4年度においては、1月末時点で53件の目撃(前年度比68%)と26件の痕跡情報(前年度比76%)が寄せられている。令和2年11月3日には、早朝に新聞を取りに出かけた男性がクマに襲われ軽症を負う被害が発生した。その後、人身被害は発生していないが、民家付近での目撃情報も多く寄せられることから、いつ人身被害が発生してもおかしくない状況である。農作物被害としては柿や栗等の果樹が主であり、民家付近への出没の要因となっていると考えられる。また、年間を通してクマはぎ被害も報告されており、林業への影響が出ている。

[アライグマ]

野菜(スイートコーン)への食害が発生している。

また、人家、空家及び神社仏閣に侵入し、天井裏を糞尿で汚すなどの生活環境被害も多発している。特に4月から10月にかけて、市民から多くの相談通報を受けている。

(3) 被害の軽減目標

(被害金額)

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	848 万円	593 万円
ニホンジカ	1,502 万円	1,051 万円
ニホンザル	46 万円	32 万円
ツキノワグマ	2.6 万円	1.8 万円
アライグマ	0.9 万円	0.6 万円
合計	2,399.5 万円	1,678.4 万円

(被害面積)

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	848 a	593 a
ニホンジカ	1,783 a	1,248 a
ニホンザル	72 a	50 a
ツキノワグマ	11 a	7 a
アライグマ	2 a	1.4 a
合計	2,716 a	1,899.4 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>綾部猟友会において旧町村単位で有害鳥獣駆除班が編成(現在11班)され、当会へ駆除委託を行い、捕獲等を実施している。</p> <p>平成22年度から狩猟期間においても、ニホンジカ1頭当たりの捕獲報償を支払い、個体数調整を推進している。</p> <p>平成28年度から新規に狩猟免許を取得される方を対象にした狩猟免許取得支援事業を実施している。</p> <p>また、ICT技術を用いた大型捕獲檻を導入し複数頭の捕獲を可能とした。</p> <p>捕獲方法としては、「銃器」「くくりわな」「檻」を用いている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、埋設処分及び焼却処分としている。</p>	<p>平成28年度から狩猟免許取得補助事業を新設し、令和元年が4人、2年が3人、3年が3人と免許取得者は増加したものの、従事者の高齢化と銃所持規制が厳格となっている状況も相まって、銃器による捕獲の担い手が減少傾向にある。従事者の確保が急務であり、捕獲技術の向上や継承の方法について検討が必要である。</p> <p>また、京都府、福知山市、舞鶴市との調整が必要であるが、捕獲個体のジビエ等への有効利用の検討の余地もある。</p>
侵入防止柵の設置等に関する取組	<p>農林業団体が設置する侵入防止柵(電気柵、WM柵等)の資材費に対して補助をしている。また、侵入防止柵の維持管理方法についての助言を行っている。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金を活用し、集落による防除対策を実施している。</p>	<p>過疎、高齢化により侵入防止施設設置後の維持管理が困難になっているほか、経年劣化している侵入防止施設があり、今後は、更新と維持管理が課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>1. 駆除と防除の両面での被害防止対策を推進</p> <p>野生鳥獣による被害が発生した地域の被害状況を十分に把握した上で、地域住民、猟友会及び行政が連携を図り「駆除」と「防除」の総合的な被害防止対策を進める。</p> <p>捕獲については、罾を中心とした捕獲活動を展開し有害個体の減少に向けた取り組みを実施する。</p> <p>狩猟免許取得経費を補助し捕獲従事者の育成に努めることで有害鳥獣捕獲体制を整備する。</p> <p>防除面に関しては、生産者が主体となった侵入防止柵の設置を推進し、自衛体制を強化する。</p> <p>なお、ニホンザルについては、引き続き、撃退用具の整備を支援し地域住民による追い払い活動の充実を図る。また、専門家による生息数調査等の結果を踏まえて、被害防止研修会等を実施し被害防止を図る。</p> <p>ツキノワグマの出没により人身被害及び農作物被害が予想される場合に限り予察捕獲で対応する。目撃情報のメール配信のほか、市内の学校や自治会などへの連絡、注意喚起チラシの配布や誘因物となる不要な柿の木等の撤去指導などを行い、人身被害の防止に努める。</p> <p>2. 生息地管理の推進</p> <p>間伐による森林整備や荒廃化した作業道の整備、また雑木林の刈払い等による里山整備を実施することによって、獣類が定着しにくい環境づくりを推進する。</p> <p>3. 有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり</p> <p>間伐や放置竹林伐採の促進、藪の刈払い等の実施や、地域が主体となって、被害防止策を講じるための地域懇談会、講演会や電気柵の設置方法等の現地研修会を開催して有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに努める。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

綾部猟友会へ駆除を委託し、各地区自治会連合会からの駆除要望を受けて、駆除班（11班）が有害鳥獣駆除を実施する。

綾部猟友会組織表（令和4年度）

綾部猟友会駆除隊員 105名										
綾部班	中筋班	豊里班	物部班	志賀郷班	吉美班	西八田班	東八田班	山家班	口中上林班	奥上林班
10名	11名	13名	11名	13名	6名	9名	7名	4名	17名	4名

- ・銃器による捕獲の担い手を確保するため、新規有害鳥獣駆除班員が有害鳥獣捕獲に使用する猟銃の購入に要する経費に対して、補助金を交付している。
- ・市職員（4人）で編成した鳥獣被害対策実施隊を編成し、農家等からの捕獲等の要望に対応する。

【鳥獣被害対策実施隊組織表】

綾部猟友会駆除隊員 ⇔ 隊長（担当長）⇒ 隊員（職員3名）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	綾部市有害鳥獣駆除対策協議会及び京都府中丹広域振興局、京都府中丹東農業改良普及センターと連携して侵入防止柵の点検・管理等の維持管理を地域に対して進めると共に、ICT技術による効果的な捕獲を実施する。 新たな捕獲従事者の育成を図るため狩猟者免許取得に要する経費の一部を補助する。 また、新規有害鳥獣駆除班員が有害鳥獣捕獲に使用する猟銃の購入に要する経費に対して補助することによって、銃器による捕獲の担い手を確保する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[イノシシ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 豚熱の影響を受けていない年度の捕獲頭数の平均程度の捕獲頭数とする。 （捕獲実績頭数 29年度958頭、30年度789頭、元年度780頭、2年度836頭、3年度256頭）</p> <p>[ニホンジカ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 令和4年度の農作物被害状況調査により被害額が増加したことを勘案し、過去5年間の平均捕獲頭数よりも多い捕獲頭数とする。 （捕獲実績頭数 29年度1,242頭、30年度1,183頭、元年度1,148頭、2年度788頭、3年度1,098頭）</p> <p>[ニホンザル] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 29年度21頭、30年度23頭、元年度33頭、2年度26頭、3年度8頭）</p> <p>[ツキノワグマ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 29年度6頭、30年度2頭、元年度16頭、2年度21頭、3年度15頭）</p> <p>[アライグマ] 綾部市アライグマ防除実施計画書に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 29年度12頭、30年度21頭、元年度28頭、2年度30頭、3年度39頭）</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
ニホンジカ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
ニホンザル	25頭	25頭	25頭
ツキノワグマ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
綾部市全域を対象に「銃器」「くくりわな」「檻」を用いて、第13次鳥獣保護管理事業計画書の予察表に記載の鳥獣を対象に予察捕獲で対応するほか、その他の鳥獣については、駆除要望に基づき被害防止捕獲で対応する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
綾部市全域を対象に、大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲するとき使用する。実施時期については、通年とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
綾部市全域	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びアライグマ等の主な加害鳥獣について、平成12年度以降、京都府から有害鳥獣捕獲許可に関する権限が委譲されている。

4. 侵入防止柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
ニホンジカ	WM柵 5,000m	WM柵 5,000m	WM柵 5,000m
ニホンザル	複合柵 10,000m	複合柵 10,000m	複合柵 10,000m

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ	<p>地域において、地域懇談会、侵入防止柵の設置方法等の現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、ニホンザル対策として地域住民が主体的に追い払い活動等を行えるよう更なる防除体制の確立と普及を目指す。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊による侵入防止柵・緩衝地帯（雑木林の刈払い等）に係る整備、設置及び管理の指導を実施する。</p> <p>また、被害の多い地域、箇所においてはトレイルカメラ等を用いて被害調査を実施し効率的な捕獲を実施する。</p> <p>ツキノワグマについては、目撃情報のメール配信のほか、市内の学校や自治会などへの連絡、注意喚起チラシの配布や誘因物となる不要な柿の木等の撤去指導や自治会を対象として柿の木等の放置果樹の伐採経費の一部補助などを行い、人身被害の防止に努める。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
綾部市	猟友会と連携し、被害状況の確認・地域住民への周知啓発。クマ出没等の緊急時は振興局、警察署と連携して対応。安全確保に努める。
綾部猟友会	綾部市の要請を受け、被害現場の確認及び捕獲。クマ出没等の緊急時は綾部市、振興局、警察署と連携して対応。
振興局	綾部市と連携した対応。クマ出没等の緊急時は関係機関と連携して安全確保に努める。
綾部警察署	関係機関と連携した対応。市民への安全確保。
綾部市有害鳥獣駆除対策協議会	野生鳥獣の追い払い、緊急対応。

(2) 緊急時の連絡体制

<p>緊急事態の発生の際は、振興局、綾部市、警察署、猟友会の間で速やかに情報共有の上、現場参集し周辺の安全を確保する。さらに、必要に応じて、関係機関の協議による緊急的な捕獲を実施する。注意喚起のチラシの配布などにより地元周知を実施。</p>
--

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会(綾部市有害鳥獣駆除対策協議会)に関する事項

構成機関の名称	役 割
綾部市役所	事務局を担当し、協議会に関する連絡と調整を行う。
綾部市農業委員会委員	有害鳥獣被害の現状報告を行う。
綾部猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
京都府中丹広域振興局	有害鳥獣関連情報の提供及び指導を行う。
京都府中丹東農業改良普及センター	有害鳥獣関連情報の提供及び指導を行う。
綾部市森林組合	対象地域の巡回による有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
京都府中丹広域振興局 (京都府緑の指導員)	被害情報や出没情報の収集及び提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法に基づいた、民間隊員を含めた鳥獣被害対策実施隊の編成を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理については、埋設又は、焼却とする。中丹3市の共同利用施設として建設された中丹地域有害鳥獣処理施設を利用する。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用を希望する団体があった場合は、各種制度の紹介と助言を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい防除技術について、関係機関と連携して検討する。

行政区域をまたいだ生息域を持つニホンザルの集団に対して、福知山市や舞鶴市等の近隣市と緊密な連絡を取り合い、連携した追い払い等を実施する。